

『地方公務員共済制度(医療保険)に関する決議』について

平成26年2月26日開催の「第194回組合会」で決議

～全国市町村職員共済組合連合会理事長に要望書提出～

わが国の社会保障制度は、働き盛りの現役世代が支える制度となっておりますが、少子化の進展により現役世代が減少している状況に加えて、今後は団塊世代の高齢化に伴う高齢者の増加が大きく影響する制度になっていきます。

特に、医療保険制度においては、高齢者医療制度への財政支援が被用者保険全体の財政に大きく影響を与え、そのあり方を議論していた「社会保障制度改革国民会議」の報告書に基づくプログラム法案が可決されたことで、平成27年度から後期高齢者医療制度への計算基礎が、その保険者の総報酬額を基礎にすると見直されたため負担がさらに増大すると懸念しているところです。このような制度改正に対する取り組みは、共済組合単独で行うのは非常に困難な状況となっております。

本組合ではこうした現状を踏まえ、地方公務員制度の根幹となる医療保険制度が将来にわたり健全に維持・運営されるよう、去る2月26日に開催された第194回組合会において「地方公務員制度(医療保険)に関する決議」を全会一致で議決いたしました。

この決議は、組合会終了後、組合会議員を代表して持田明彦理事(小川町)、島田友光理事(鴻巣市)、田中廣美理事(所沢市)、國分政義理事(さいたま市)、松本貢一監事(新座市)、中村篤志議員(東松山市)、前林兼二議員(熊谷市)、金田敬司議員(越谷市)、高橋恵子議員(八潮市)、田村伊佐雄議員(川口市)により、全国市町村職員共済組合連合会理事長に提出し、関係機関への働きかけを強く要望いたしました。今後とも、よりよい制度への改善に向けて組合員皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。



全国市町村職員共済組合連合会理事長に要望書を提出

地方公務員共済制度(医療保険)に関する決議

わが国の医療保険制度においては、急速に進行した少子高齢化による人口構造の変化や雇用・経済情勢の変化等の影響により制度全般が大きく揺らいでいる。

特に、高齢者医療保険制度については、後期高齢者医療制度のあり方や、前期高齢者医療に係る負担について社会保障制度改革国民会議において検討が行われ、その報告書に基づいた「プログラム法案」が昨年臨時国会で成立した。その中で、保険料負担の公平を図る観点から後期高齢者支援金の保険者負担を全額総報酬割に見直すこととされており、このことは共済組合を始め被用者保険全体に大きな影響を及ぼすことになると懸念しているところである。

本組合の短期財政においても、高齢者医療制度への納付金・支援金の財政負担が支出総額の4割を超えその財政を大きく圧迫しているなか、組合員数の減少等による掛金・負担金の減収も重なり、毎年財源率の引き上げを行ってきたところである。

このように、高齢者医療制度に対する財政支援のために短期財政が左右される状況においては、医療保険者本来の責任を果たすことが困難となっており、組合員の地方公務員共済制度に対する信頼と支持を失いかねない状況になるのではないかと危惧するところである。

については、地方公務員共済制度の根幹である医療保険制度が将来にわたり健全に維持、運営され、組合員及び被扶養者の生活の安定と福祉の向上に資するため、下記事項について強く要望するものである。

記

1. 国への要望事項

- (1) 高齢者医療制度の見直しにあたっては、共済組合を始めとする各保険者の意見も十分に踏まえた上で、理解と納得が得られる制度となるよう再構築すること。
- (2) 医療保険制度の財政基盤を強化するとともに、組合員の保険料負担の緩和に繋がる持続可能な制度とすること。
- (3) 先進医療など患者にとって生命にかかわる必要な医療を、医療保険制度で受けられるよう適用拡大すること。

2. 全国市町村職員共済組合連合会への要望事項

共済制度が、公務員制度の一環として年金・医療・福祉を一体として合理的かつ民主的に運営されていることから、これを堅持するよう関係機関へ働きかけを行うこと。

以上、決議する。

平成26年2月26日

埼玉縣市町村職員共済組合
第194回組合会